



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.5

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Albania, Australia, Estonia, Germany, Japan, Mexico, Spain, Switzerland and Ukraine

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程の基本精神と、「力の支配」から「法の支配」への移行に対する誓約を再確認し、

国連安全保障理事会の常任理事国による拒否権の行使が国際司法を停滞させ、自国や同盟国が起こした重大犯罪に対する責任追及を妨げている現状を深く懸念し、

主権平等の原則を重視しつつも、特定の国の国内裁判所で他国の現職元首を裁く行為が国際秩序を不安定化させ、外国関係を損なう可能性があることを懸念し、

国際刑事裁判所（ICC）が、大国からの政治的圧力から独立し、客観的かつ中立な立場から公平な正義を執行する司法機関であり続けるべきであることを確信し、

1, ICC への情報・証拠提供を強化

各国が ICC の捜査に必要な情報や証拠を、可能な範囲で提供する。

ICC が捜査を進めやすくする。ICC の実効性を高めるためには、まず各国の協力が必要です。

2、政治的立場にかかわらず、公正に裁かれる制度作りを要求する。

予算の内訳を明確にする。

3. 組織改革と公平性の担保 a. 18 名の裁判官の中に「締約国の中で中立国または特定の政治的・軍事的同盟非加盟国」の出身者が必ず入るようにする、「中立国クォーター枠」を設置することを求める。

b. 「中立国クォーター枠」に選出された裁判官は、大国からの政治的圧力により裁判官の協議が難航した際に、政治的圧力から独立した客観的な折衷案をあくまで「助言」として提案し調停役を務めることを求める。

c. もしも「中立国クォーター枠」に選出された裁判官に権力が集中してしまい中立性に疑義が生じ

た場合、ローマ規程第 46 条に基づき締約国会議の特別決議によって迅速に追放・罷免できる体制を整備することを求める。